

令和6年6月10日

報道機関 各位

令和6年度福島県農薬危害防止運動の実施について

福島県では、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底等を推進することを目的に、「福島県農薬危害防止運動」を実施しています。

農薬を使用する際は農薬ラベルの表示事項の遵守、周辺の環境への農薬の飛散防止を徹底するなど、農薬の適正な使用をお願いします。

- 1 期 間 6月10日（月）から9月10日（火）
- 2 実施内容
 - (1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
 - (2) 農薬による事故を防止するための指導
 - (3) 農薬の適正使用等についての指導
 - (4) 農薬の適正販売についての指導
 - (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

(事務担当)

農業振興課生産振興係

電話 0246-22-7479